

1/21 関係閣僚会議決定

<水際対策>

- **感染のリスクが高い地域**からの入国者・帰国者に対する検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認を始めとする水際対策を徹底する。

<国内サーベイランス>

- 医療機関において感染が疑われる者が確認された場合は、適切に**国立感染症研究所での検査**する仕組みを着実に運用するとともに、感染者の濃厚接触者の把握を徹底する。

<情報提供>

- 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況や感染性・病原性等について、**世界保健機関や諸外国の対応状況等に関する情報収集**に最大限の努力を払う。
- **国民に対して**、引き続き**迅速かつ的確な情報提供**を行い、安心・安全の確保に努める。なお、情報提供を行う際、感染者の個人情報の取扱いには十分に留意する。

1/23 新たな検疫等の対策強化パッケージ

<水際対策>

- **中国からの全ての航空便**において、健康カードの配布、機内アナウンスの実施を拡大するよう、航空会社に要請。

<医療体制>

- 武漢市以外に流行が拡大した場合には、その**流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際**にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、**保健所と連携して疑似症サーベイランス**（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施

<国内サーベイランス>

- 国立感染症研究所で実施している検査について、**全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるよう**に体制を整備
- 特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起の通知を发出

<情報提供>

- **宿泊施設に対し**、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合の**対応の周知**を図る。
- 新型コロナウイルス関連肺炎に関する**Q&A**を发出し、**広く国民に情報提供**を行う。